

議案参考資料

[令和元年第1回臨時会(5月)]

[担当課(室)係]

税 務 課 土 地 担 当
家 屋 担 当

議案名

報告第3号 専決処分(桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正)の承認を求めるについて

趣旨・目的

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、平成31年3月30日に専決処分をもって措置したものです。

概 要

省令が改正されたことにより生じた、適用条項のずれを修正します。

※ 本条例において、固定資産税の不均一課税を実施しています。

本改正による固定資産税の課税の特例の内容に変更はありません。

(施行期日：平成31年4月1日)

背景・経過

租税特別措置法の一部改正(研究開発税制の見直し等を内容とする)に伴い、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)の一部を改正する省令が平成31年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されました。